

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	1 敷地内認定建築物以外（一団地又は連坦地）の建築物を、総合設計制度に準じ公開空地の量や質に応じ容積率等の特例許可	
根拠法令・条項	建築基準法第86条の2第2項	
所 管 課	建築安全課	
審 査 基 準	<p>新たに総合設計制度を活用して、一団地認定区域内における増築等の行為を行う場合に許可するものであり、建築基準法第86条の2及び同法第59条の2の審査基準をあわせたものを審査基準とする。</p>	
標準処理期間	<p>標準処理期間</p> <p>標準処理期間を設定できない理由</p>	<p>許可については、60日を原則とする。</p>